

鈴鹿市聴聞に関する規則及び鈴鹿市退職手当審査会運営規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年5月18日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第24号

鈴鹿市聴聞に関する規則及び鈴鹿市退職手当審査会運営規則の一部を改正する
規則

(鈴鹿市聴聞に関する規則の一部改正)

第1条 鈴鹿市聴聞に関する規則(平成10年鈴鹿市規則第8号)の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう
に改める。

改正後	改正前
(聴聞の通知及び期日の変更) 第3条 略 2 前項の通知(法第15条第4項、 <u>県条例第15条第4項又は市条例第15条第4項</u> の規定による <u>公示の方法による通知</u> を含む。)をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、市長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 3～5 略	(聴聞の通知及び期日の変更) 第3条 略 2 前項の通知(法第15条第3項、 <u>県条例第15条第3項又は市条例第15条第3項</u> の規定による通知を含む。)をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、市長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 3～5 略

(鈴鹿市退職手当審査会運営規則の一部改正)

第2条 鈴鹿市退職手当審査会運営規則(平成22年鈴鹿市規則第21号)の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう
に改める。

改正後	改正前
<p>(委員等の除斥)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する委員又は臨時委員(以下「委員等」という。)は、当該事案に係る調査審議に関与することができない。</p> <p>(1) 条例第14条第4項、条例第15条第5項、条例第16条第3項又は条例第17条第8項において準用する鈴鹿市行政手続条例(以下この条において「条例手続準用行政手続条例」という。)第15条第1項の規定による通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(意見陳述の機会の期日等の変更)</p> <p>第5条 審査会が規則準用行政手続条例第15条第1項の通知をした場合(同条第4項の規定による<u>公示の方法による通知</u>をした場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、審査会に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(委員等の除斥)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する委員又は臨時委員(以下「委員等」という。)は、当該事案に係る調査審議に関与することができない。</p> <p>(1) 条例第14条第4項、条例第15条第5項、条例第16条第3項又は条例第17条第8項において準用する鈴鹿市行政手続条例(以下この条において「条例手続準用行政手続条例」という。)第15条第1項の規定による通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(意見陳述の機会の期日等の変更)</p> <p>第5条 審査会が規則準用行政手続条例第15条第1項の通知をした場合(同条第3項の規定により<u>通知</u>をした場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、審査会に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。